

(目的)

第1条 地域共生社会委員会(以下「委員会」という。)は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という。)の事業の一環として、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すことを目的に設置し、本会会員に対する研修の実施、ネットワークの構築、その他の支援に関する事業を行うこととする。

(名称)

第2条 この委員会を、「地域共生社会委員会」という。

第3条 委員会の事務所は、本会事務局内に設置する。

(組織)

第4条 委員会の運営統括の責任は、本会会長に属する。

(活動)

第5条 委員会の活動は、以下の通りとする。

- (1) 地域共生社会の推進に係る研修の企画実施
- (2) 地域共生社会の推進に係る調査研究
- (3) 地域共生社会の推進に従事する本会会員のネットワーク構築
- (4) 地域共生社会の推進に従事する本会会員への支援体制の構築
- (5) その他必要と認める活動

(小委員会)

第6条 委員会のなかに、特定課題に対して地域における新たなソーシャルワークの実践を推進するため、必要に応じて小委員会を設置することができる。

2 小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(委員会)

第7条 委員は、「地域共生社会委員会」の企画及び運営管理を行う。

2 委員会は、各ブロックから選出された本会会員24名以内で構成する。

3 委員会に、次の役員を置き、その選任については委員会の委員の互選とする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 1名

4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(報告)

第8条 委員会は、本会理事会に活動内容及び運営状況を報告するものとする。

(苦情対応)

第9条 委員会の活動における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

(改廃)

第11条 この要綱を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附則

- 1 この要綱は、2016年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2021年4月17日から施行する。
- 3 この要綱の変更は、本会理事会の議決を経るものとする。